

京都府警察保護対策実施要綱の制定について（通達）

〔 最終改正 令和6.8.1 例規捜四第17号  
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

（概要）

この通達は、暴力団等による保護対策に対する危害を未然に防止するため、保護対策に関して必要な事項を定めたもので、平成24年12月19日から実施しています。